

令和7年度 自動点呼機器等導入促進助成について（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者（中小企業者に限る）とする。
※中小企業とは、中小企業法により、以下のいずれかとする。
 - ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
 - ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内の営業所において契約もしくは利用開始し、国土交通省が認定した自動点呼機器とする。
期間：令和7年4月1日～令和8年1月末日
3. 申請受付期間 令和7年6月1日～令和8年2月5日午後5時必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
 - (1)自動点呼機器導入促進助成事業助成申請書
 - (2)取扱店に支払った導入費用の領収書のコピー
 - (3)契約書もしくはサービス利用申込書等のコピー
 - (4)管理No.(シリアルナンバー) が記載されている書類のコピー
 - (5)国土交通省に届出をして受理された「業務後自動点呼の届出実施に係る届出書」のコピー（受付印のあるもの）
 - (6)事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページのコピー
 - (7)Gマーク事業所は、有効期間内の認定証のコピー
5. 助成台数 一事業者当たり、1台までとする。ただし、千ト協内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台までとする。
6. 助成金額 一申請当たり、上限10万円（Gマークあり：上限20万円）